

肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準 改正案 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準</p> <p>1. 適合条件</p> <p>（1）ABO 式血液型 ABO 式血液型の一致（identical）及び適合（compatible）の待機者を候補者とする。 <u>ただし、選択時2歳（生後24か月）未満の場合には、不適合（incompatible）の待機者も候補とする。</u></p> <p>（2）前感作抗体 当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。</p> <p>（3）HLA 型 当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。</p> <p>（4）搬送時間（虚血許容時間） 臓器提供者（ドナー）の肝臓を摘出してから12時間以内に血流再開することが望ましい。</p>	<p style="text-align: center;">肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準</p> <p>1. 適合条件</p> <p>（1）ABO 式血液型 ABO 式血液型の一致（identical）及び適合（compatible）の待機者を候補者とする。 <u>ただし、選択時2歳（生後24ヶ月）未満の場合には医学的緊急性10点の場合に限り、不適合（incompatible）の待機者も候補とする。</u></p> <p>（2）前感作抗体 当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。</p> <p>（3）HLA 型 当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。</p> <p>（4）搬送時間（虚血許容時間） 臓器提供者（ドナー）の肝臓を摘出してから12時間以内に血流再開することが望ましい。</p>

2. 優先順位

(1) 臓器提供者（ドナー）の年齢が18歳未満の場合には、選択時に18歳未満の移植希望者（レシピエント）を優先する。

(2) ABO式血液型

ABO式血液型が一致(identical)する者を適合(compatible)する者より優先する。

ただし、選択時に2歳（生後24か月）未満の場合には、血液型が一致（identical）する者として扱う。

(3) 医学的緊急性（注）

Status I、Status IIの順に優先する。

Statusの定義：

Status I；緊急に肝移植を施行しないと短期間に死亡が予測される病態や疾患群を対象とし、予測余命1か月以内の疾患・病態群とする。

Status II；I群以外の全症例はMELDスコア\*の高い順に優先順位を設定する。このMELDスコアは、定期的及び病態が変化した際に登録を更新する。

\*MELDスコア=9.57ln(血清クレアチン値mg/dl)+3.78ln(血清ビリルビン値mg/dl)+11.20 ln(PT-INR(血液凝固能))+6.43

2. 優先順位

新設

新設

(1) 医学的緊急性

<u>予測余命が1ヶ月以内</u>	<u>10点</u>
<u>予測余命が1ヶ月～3ヶ月以内</u>	<u>8点</u>
<u>予測余命が3ヶ月～6ヶ月以内</u>	<u>6点</u>
<u>予測余命が6ヶ月～1年以内</u>	<u>3点</u>
<u>予測余命が1年を超えるもの</u>	<u>1点</u>

ただし、先天性肝・胆道疾患及び先天性代謝異常症については、肝臓移植が治療的意義を持つ時期、患者の日常生活に障害が発生している状態及び成長障害がある状態を考慮の上、上表に規定する点数のいずれかを用いることがある。

(注) 先天性肝・胆道疾患及び先天性代謝異常症については、  
肝臓移植が治療的意義を持つ時期、患者の日常生活に障害  
が発生している状態及び成長障害がある状態を考慮の上、  
MELD スコアに換算して評価する。

削除

削除

### 3. 具体的選択方法

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臓器の移植に関する法律第 6 条の 2 の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

ただし、HLA の適合度を必ず確認し、臓器提供者（ドナー）

### (2) ABO 式血液型

<u>ABO 式血液型が一致</u>	<u>1.5 点</u>
<u>ABO 式血液型が適合</u>	<u>1.0 点</u>

ただし、選択時に 2 歳（生後 24 ヶ月）未満かつ医学的緊急性  
10 点の待機者は、血液型を問わず、1.5 点を加点する。

(3) 臓器提供者（ドナー）が 18 歳未満の場合には、選択時に  
18 歳未満の移植希望者（レシピエント）に限り、1 点を加点す  
る。

### 3. 具体的選択方法

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臓器の移植に関する法律第 6 条の 2 の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

ただし、HLA の適合度を必ず確認し、臓器提供者（ドナー）

の HLA-A、HLA-B、HLA-DR のすべてにホモ接合体が存在し、移植希望者（レシピエント）が臓器提供者（ドナー）のハプロタイプを共有するヘテロ接合体である場合には、移植片対宿主病（GVHD）の危険性が高いため、除く。

(2) 2. に掲げる順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合は、待機時間の長い者を優先する。

(3) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び腎臓の提供があったときには、当該待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。また、選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者の場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓、膵臓及び腎臓の提供があったときには、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた移植希望者（レシピエント）が膵腎同時移植の待機者である場合であっても、当該肝腎同時移植の待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。

なお、選ばれた肝腎同時移植者の待機者が優先すべき親族でない場合であって、腎臓移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときや膵腎同時移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときは、当該腎臓移植希望者（レシピエ

の HLA-A、HLA-B、HLA-DR のすべてにホモ接合体が存在し、移植希望者（レシピエント）が臓器提供者（ドナー）のハプロタイプを共有するヘテロ接合体である場合には、移植片対宿主病（GVHD）の危険性が高いため、除く。

(2) 2. の (1)、(2) 及び (3) の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合は、待機時間の長い者を優先する。

(3) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び腎臓の提供があったときには、当該待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。また、選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者の場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓、膵臓及び腎臓の提供があったときには、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた移植希望者（レシピエント）が膵腎同時移植の待機者である場合であっても、当該肝腎同時移植の待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。

なお、選ばれた肝腎同時移植者の待機者が優先すべき親族でない場合であって、腎臓移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときや膵腎同時移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときは、当該腎臓移植希望者（レシピエ

<p>ント) や膵腎同時移植希望者 (レシピエント) が優先される。</p> <p>(4) (3) により、肝腎同時移植希望者 (レシピエント) が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者 (レシピエント) 選択基準で選ばれた腎臓移植希望者 (レシピエント) に腎臓を配分する。</p> <p>(5) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者 (レシピエント) が肝小腸同時移植の希望者である場合であって、かつ、臓器提供者 (ドナー) から肝臓及び小腸の提供があった場合には該当待機者に優先的に肝臓及び小腸を同時に配分する。なお、選ばれた肝小腸同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、小腸移植希望者 (レシピエント) が優先すべき親族であるときには、当該小腸移植希望者 (レシピエント) が優先される。</p> <p>(6) (5) により、肝小腸同時移植希望者 (レシピエント) が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、小腸移植希望者 (レシピエント) 選択基準で選ばれた小腸移植希望者 (レシピエント) に小腸を配分する。</p> <p>4. その他 (1) 待機 inactive 制度</p>	<p>ント) や膵腎同時移植希望者 (レシピエント) が優先される。</p> <p>(4) (3) により、肝腎同時移植希望者 (レシピエント) が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者 (レシピエント) 選択基準で選ばれた腎臓移植希望者 (レシピエント) に腎臓を配分する。</p> <p>(5) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者 (レシピエント) が肝小腸同時移植の希望者である場合であって、かつ、臓器提供者 (ドナー) から肝臓及び小腸の提供があった場合には該当待機者に優先的に肝臓及び小腸を同時に配分する。なお、選ばれた肝小腸同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、小腸移植希望者 (レシピエント) が優先すべき親族であるときには、当該小腸移植希望者 (レシピエント) が優先される。</p> <p>(6) (5) により、肝小腸同時移植希望者 (レシピエント) が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、小腸移植希望者 (レシピエント) 選択基準で選ばれた小腸移植希望者 (レシピエント) に小腸を配分する。</p> <p>4. その他 (1) 待機 inactive 制度</p>
---	---

肝臓移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、「肝臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、肝臓移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。

### (2) 分割肝移植について

分割肝移植に関しては、平成 11 年 7 月 22 日 厚生省保険医療局長通知健医発第 1043 号「脳死した者の身体からの分割肝移植の実施について」を参照すること。

### (3) 検討

基準全般については、今後新たな医学的知見、移植医療の定着及び移植実績の評価を踏まえ、適宜見直すこととする。

また、将来ネットワークが整備され、組織的にも機能的にも十分機能した場合は、改めてブロックを考慮した優先順位を検討することが必要である。

肝臓移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、「肝臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、肝臓移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。

(新設)

### (2) 検討

ABO 式血液型の取扱いや優先順位の点数付け等、当基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価を踏まえ、適宜見直すこととする。

また、将来ネットワークが整備され、組織的にも機能的にも十分機能した場合は、改めてブロックを考慮した優先順位を検討することが必要である。